

改正

令和4年3月31日市長決裁

上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が運行する市内循環バス（以下「市バス」という。）のバス停留所（以下単に「バス停留所」という。）のうち市が指定する区域について、バス停留所の役割を損なわない範囲で民間企業等との協働の手法を用いてバス停留所の命名を行い、地域に密着した利用しやすい市バスを目指すことにより、地域経済の活性化及び市の自主財源の確保を図ることを目的とする。

(バス停留所の命名をすることができる媒体)

第2条 バス停留所の命名をすることができる媒体は、次に掲げるものとする。

- (1) バス停留所
- (2) 市が発行する市バスの時刻表
- (3) 市が発行する市バスの路線図
- (4) 市バスの車内放送
- (5) その他媒体として活用することができるものとして市長が認めるもの

(バス停留所の命名の基準)

第3条 市長は、バス停留所の命名を行うに当たり、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、採用しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるもの

- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれがあるもの
- (11) 他の個人又は法人であると誤認させるおそれがあるもの
- (12) 内容が偽り又は不明確であるもの
- (13) その他バス停留所の名称として不適當であると市長が認めるもの

2 この要綱に基づいてバス停留所の命名の申請をすることができるのは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) バス停留所の名称は、「○○○前（旧名称）」とすること。
- (2) 近隣の法人、店舗等の名称を表示すること。
- (3) 商品名等を使用しないこと。
- (4) 肖像権又は著作権を侵害しないこと。

（バス停留所の命名の申請をすることができる者）

第4条 次条の規定によるバス停留所の命名の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされているもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされているもの
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

（バス停留所の命名を希望する者の募集）

第5条 バス停留所の命名を希望する者（以下「希望者」という。）は、市がホームページ、広報誌等により直接募集するほか、広告を取り扱う業者を通して募集するものとする。

2 希望者は、前項の規定により、市が直接希望者を募集する場合には、バス停留所の命名に関する申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合にあつては、本人であることを示す書類の写し
- (2) 法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書及び代表者印の印鑑証明書
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(命名をすることができないバス停留所)

第6条 バス停留所の名称が次の各号のいずれかに該当する場合は、命名することができない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人等の名称

(2) 公共的施設の名称

2 希望者が命名しようとするバス停留所が廃止又は停留所標識の位置の変更が予定されている場合は、当該バス停留所の命名をすることができない。

(バス停留所の命名)

第7条 市長は、第5条第2項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で、バス停留所の命名の可否を決定し、同項の申請書を提出した者に対し、バス停留所の命名に関する通知書(第2号様式)により通知しなければならない。

2 一のバス停留所につき命名の申請が複数あった場合で、かつ、この要綱に規定する命名の要件が同等と判断される申請については、抽選により決定する。

(承諾書の提出)

第8条 前条第1項の規定により命名の決定を受けた者は、速やかに掲載承諾書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(バス停留所の命名をした者の責務)

第9条 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者は、当該命名の内容に関し、一切の責任を負わなければならない。

2 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者は、第三者から当該命名に関連する苦情の申立て、損害賠償の請求等があったときは、自らの責任及び負担において、これを解決しなければならない。

(掲載料の納付)

第10条 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者は、市長が指定する期日までに、別表に定める掲載料を1年ごとに1年間分を一括して納付しなければならない。

2 既に納付した掲載料は、これを還付しない。ただし、第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者の責めに帰することができない事由により、当該命名の取り消しをしたときは、この限りでない。

(バス停留所の命名の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者の決定を取り消すことができる。

- (1) 当該命名によって市に行政運営上の支障が生ずるおそれのあるとき。
- (2) 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者が、市長が指定する期日までに、指定された書類を提出しなかったとき。
- (3) 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者が、当該命名に関し、市長が指定する期日までに前条第1項の掲載料を納付しなかったとき。
- (4) バス停留所の命名に関する通知書により決定された内容に関して第3条第1項各号若しくは第4条各号のいずれかに該当する事実が判明し、又は新たに出現したとき。
- (5) 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者が法人の場合にあっては、解散、休業、閉鎖等をしたとき。
- (6) 第7条第1項の規定により命名の決定を受けた者が事業を営む個人の場合にあっては、廃業、休業等をしたとき。
- (7) 第7条第1項の規定により決定したバス停留所の命名に含まれる店舗名、事業所名、建築物名等が変更されたとき、又は当該店舗、事業所、建築物等が存在しなくなったとき。
- (8) バス停留所標識の位置の変更があったとき。
- (9) バス停留所標識の管理上特に支障があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、命名を取り消したときは、バス停留所の命名の取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、バス停留所の命名に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日市長決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

期間	掲載料（1年につき）
5年間	120,000円

第1号様式（第5条関係）
第1号様式（第5条関係）

バス停留所の命名に関する申請書

年 月

（宛先）

上尾市長

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

電話・FAX番号

代表者職氏名

担当者氏名

上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、市が市税の納付状況等を確認することについて同意します。

バス路線名及び現在のバス停留所の名称		申込数 (基数)
バス路線名		
現在のバス停留所の名称		
希望するバス停留所の名称		

※ 広告代理店を通じて書類を提出する場合には、申請者欄には命名をする個人・法人名を記入し、委任状を併せて提出してください。

第2号様式（第7条関係）
第2号様式（第7条関係）

バス停留所の命名に関する通知書

第 年 月 日 号

住所又は所在地

氏名又は団体名
及び代表者氏名

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のあったバス停留所の命名については、次のとおり決定したので上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱第7条第1項の規定により通知します。

審査の結果	掲 載 ・ 非 掲 載
バス路線名	
現在のバス停留所の名称	
掲載料の額	円（1基当たりの年間掲載料）
採用したバス停留所の名称	前（ ）
その他	掲載期間（契約期間）は、 年 月 日から 年 月 日までの5年間とします。
承諾書について	審査の結果が、掲載となった場合は別紙の掲載承諾書（第3号様式）の内容で掲載しますので、内容の確認をお願いします。内容にご了承いただいた上、押印（法人の場合は会社印及び代表者の印）及び収入印紙を貼付して下記の担当者までご提出ください。掲載承諾書の提出をもって契約締結とさせていただきます。 ただし、掲載期間中に「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」及び募集要項の規定を満たしていないと認められたときには、掲載を中止することがあります。

【非掲載の理由】

--

第3号様式（第8条関係）
第3号様式（第8条関係）

掲 載 承 諾 書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

㊦

年 月 日付け 第 号で通知のあったバス停留所の命名に関する

通知書について、次のとおり承諾します。

バス路線名	
現在のバス停留所の名称	
新バス停留所の名称	前 ()
掲載料の額	金 1 2 0 , 0 0 0 円 (1 基当たりの年間掲載料)
期限	年 月 日
掲載料の納付期限	年 月 日
その他	掲載期間 (契約期間) は、5 年間とします。
承諾内容	・ 名称の掲載期間 (契約期間) は、 年 月 日から 年 月 日までの5 年間とします。 ・ 命名に関する掲載料は納付期限内に納付します。 ・ 2 年目以降の命名に関する掲載料は毎年、市が指定する納付期日までに一括納付します。 ・ 命名によるバス停留所の名称は、バス停留所標識・時刻表・路線図・バス車内アナウンス等により掲載又は案内されることを承諾します。 ・ 「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」及び募集要項の規定について承諾します。 ・ その他、この承諾書に定める事項、又は本承諾書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、市と掲載の決定を受けた者とが協議の上、解決します。 ※ 名称の掲載中に「上尾市市内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱」及び募集要項の規定を満たしていないと認められたときには、掲載を中止することを承諾します。

第4号様式（第11条関係）
第4号様式（第11条関係）

バス停留所の命名の取消通知書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付け 第 号で決定したバス停留所の命名について、上尾市市
内循環バスのバス停留所の命名に関する要綱第11条第2項の規定に基づき、下記の理由
により命名を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 取消し理由

2 取消し期間

当該通知日から 年 月 日まで

担当：
連絡先